

令和6年分の国外財産調書の提出状況について

令和6年分の国外財産調書（※）の総提出件数は14,544件（対前年1,301件増（+9.8%））、総財産額は8兆1,945億円（対前年1兆7,048億円増（+26.3%））でした。

国税庁では、引き続き制度の周知・広報に努めていくほか、国外財産調書の提出を要すると見込まれる方や記載内容に不備がある方に対して文書照会を行うなどの取組を継続し、その適正な提出を確保することを通じて国外財産に係る課税の適正化に一層努めてまいります。

※ 令和6年12月31日時点の財産価額を記載して提出されたもの

1 総提出件数及び総財産額

	東京局	大阪局	名古屋局	その他
総提出件数 14,544件	(63.7%) 9,262件	(14.4%) 2,094件	(6.4%) 933件	(15.5%) 2,255件
総財産額 8兆1,945億円	(80.6%) 6兆6,047億円	(8.8%) 7,200億円	(3.7%) 3,005億円	(6.9%) 5,694億円

※ 上段は、局別の構成比を示します。

2 財産の種類別総額

財産の種類	総額	構成比
有価証券	5兆4,817億円	66.9%
預貯金	8,817億円	10.8%
建物	5,397億円	6.6%
貸付金	2,618億円	3.2%
土地	1,686億円	2.1%
上記以外の財産	8,611億円	10.5%
合計	8兆1,945億円	100.0%

- （注）1 提出期限（令和7年6月30日）までに提出されたものを集計しています。
2 四捨五入の関係により、総財産額と、局別の合計額及び財産の種類別の合計額は一致しません。
また同様に、財産の種類別の構成比の合計は100%になりません。

【参考】過少申告加算税及び無申告加算税の特例措置^{※1}

国外財産調書制度においては、適正な提出を確保するための特例措置が設けられており、令和6事務年度における所得税及び相続税の実地調査の結果、特例措置を適用した件数及び対象となった増差所得等金額は次のとおりです。

	件 数	増差所得等金額
軽減措置 ^{※2}	221 件	57 億円
加重措置 ^{※3}	366 件	170 億円

※1 過少申告加算税及び無申告加算税の特例措置については、次ページ「国外財産調書制度について」を参照ください。

※2 提出された国外財産調書に記載された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じた場合に適用されます。

※3 国外財産調書の提出がない場合又は提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合において、その国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れ（亡くなられた方に係るもの）を除きます。) が生じたときに適用されます。

国外財産調書制度について

1 制度の趣旨

国外財産調書制度は、適切な課税・徴収の確保の観点から、国外財産に係る情報の的確な把握への対応として創設された制度です（平成 26 年 1 月から施行）。

2 制度の概要

居住者の方（非永住者の方を除きます。）で、その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の 6 月 30 日までに、住所地等の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国送法」といいます。）5 ①本文）。

国外財産調書制度は、自己の保有する国外財産に関する情報の提出を納税者本人に求める仕組みであることから、適正な提出を確保するため、以下のような過少申告加算税及び無申告加算税（以下「加算税」といいます。）の特例措置等が設けられています（国送法 6、10）。

① 加算税の軽減措置

提出された調書に記載された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、加算税を軽減（▲ 5 %）

② 加算税の加重措置

調書の提出がない場合又は提出された調書に記載すべき国外財産の記載がない場合において、その国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、加算税を加重（+ 5 %）

③ 調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合の加算税の軽減措置又は加重措置の特例

国外財産に係る所得税・相続税に關し修正申告等があり、加算税の適用のある方が、その修正申告等の日前に、調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は处分に係る書類（電磁的記録や写しを含みます。）の提示又は提出（以下「提示等」

といいます。) を求められた場合に、その提示等を求められた日から 60 日を超えない範囲内で、提示等の準備に通常要する日数を勘案して指定された日までに提示等がなかったとき(提示等をする方の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。) は、

- ・ 上記①の加算税の軽減措置は、適用しない。
- ・ 上記②の加算税の加重措置は、加重割合を 5% から 10% とする。

④ 罰則の適用

正当な理由なく期限内に提出がない場合又は虚偽記載の場合に、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金